

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

4月23日、社会経済状況の変化に関する件について、常任委員会専門員から説明を聴取した後、参考人政策研究大学院大学教授福井秀夫君及び同株式会社住友生命総合研究所取締役主席研究員市来治海君から意見を聴取し、各参考人に対し、一極集中に伴う混雑から生ずる弊害をコントロールする仕組みについての具体的考え、社会保障にかかわる費用をすべて税金で賄うことの具体的実現可能性、財政維新の前提としての国政改革の必要性、首都機能移転による改革の意義、首都機能に関する最低限のバックアップ体制の必要性、現在の経済状況における国会移転の考え方等について質疑を行った。

6月11日、委員会が最初に設置された平成3年から現在までの議論を踏まえ、国会等の移転に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成15年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年4月23日（水）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会経済状況の変化に関する件について参議院事務局当局から説明を聴き、参考人政策研究大学院大学教授福井秀夫君及び株式会社住友生命総合研究所取締役主席研究員市来治海君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月11日（水）（第3回）

- 国会等の移転に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国会等の移転に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年7月28日（月）（第4回）

- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会報告要旨

国会等の移転に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本委員会は、平成2年11月7日の本会議における「国会等の移転に関する決議」の趣旨を踏まえ、第121回国会の平成3年8月5日に設置されて以来、おおむね12年にわたり、「国会等の移転に関する調査」を調査件名として調査を進めてきた。

12年間における調査では、政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに委員の質疑及び自由討議、さらには実情調査（委員派遣、視察）を行ってきた。特に平成11年12月20日に国会等移転審議会が答申を提出した後は、国会等の移転に関する法律第22条に規定する「国民の合意形成の状況」、「社会経済情勢の諸事情」及び「東京都との比較考量」を中心に調査を進め、また、災害対応力の構築等の問題についても調査を行った。

このような調査を踏まえ、去る6月11日に調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

調査報告書は、「特別委員会の経過」、「特別委員会の調査の概要」及び「まとめ」から構成されており、「まとめ」の主な内容は、次のとおりである。

本委員会においては、直ちに国会等の移転先を決し、移転を実施すべきであるとの多くの意見もあったが、一方で、現在の状況を勘案すると慎重に行うべきとの意見もあり、直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。また、一部の会派からは、移転すべきでないとの意見もあった。

しかし、現在のように全ての機能が東京に集中している状態において、東京が大地震あるいは大規模な危機にさらされた場合、我が国の中枢機能は停止し、その結果、我が国のみならず、国際的規模で深刻な危機を招来することになりかねない。そのため、国政の中枢機能を全て東京に一極集中させておくことは適当ではなく、特に、災害及び危機管理に係る中枢機能は速やかに移転すべきとの意見が多くを占めた。

よって、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものとする。

なお、国会等の移転は、国民全体の将来に係わる最重要の課題であり、本委員会の中間報告を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。